

## 第2章 第1節 5 の論点

### 5 国内由来の外来種への対応

#### <骨子案>

- ・ 外来種の問題は国境によらず引き起こされるものであり、特に、島国であり多くの離島を有するわが国においては国内由来の外来種が時に深刻な被害をもたらしている。
- ・ 国内由来の外来種として、特に注意すべきポイント（種類や場所の傾向）について整理分析することが必要。
- ・ 生物多様性保全上重要な地域から対策を検討することが必要。
- ・ 「侵略的外来種リスト（仮称）」や地域ごとのリスト等の内容を受けつつ、特に被害の大きいものについては防除を進めることが必要。
- ・ 国内由来の外来種への対応を検討するに当たって、他の法令で保護されている例（ケラマジカ等）、産業振興のために実施されている例（放流等）があることに留意することが必要。

※下線部は前回会議資料からの変更箇所

※以下は、骨子案を検討するための参考資料になります。

#### <資料概要>

- ・ 国内由来の外来種であっても、海外由来の外来種と同様の問題を引き起こす可能性がある。本土部から島嶼部に導入された例が多い。
- ・ 被害の事例としては、食肉哺乳類の導入による在来種への捕食や、近縁種の導入による交雑・駆逐の事例等が報告されている。
- ・ 一部の国立公園（小笠原、白山等）、一部の保護林（小笠原諸島）においては、国内由来の外来種を対象とした防除を実施している。
- ・ 一部（11 都県）の地方自治体においては、国内由来の外来種も対象とした条例を有している。
- ・ 一部（13 道府県）の地方自治体においては、国内由来の外来種も対象にした独自の地域版外来種リストを有している。
- ・ 小笠原については、観光、行政による事業、研究者による調査研究に伴う非意図的導入の対策の検討は進んでいるものの、大量に運搬される貨物に伴う非意図的導入等の対策は今後の課題となっている。

※下線部は前回会議資料からの追記箇所

1 表1 島嶼を有する国立公園において確認された国内由来の外来種の事例

	主な国立公園	想定される主な影響
<b>哺乳類</b>		
ニホンイタチ	利尻礼文サロベツ・足摺宇和海・富士箱根伊豆	捕食
ニホンジカ	支笏洞爺・富士箱根伊豆	採食による植生破壊
イノシシ (ノブタ・イノブタを含む)	小笠原・西海・西表石垣	捕食・採食、遺伝的攪乱、掘り起こし、農業被害
タヌキ	屋久島	捕食・採食、競争、農業被害
<b>爬虫両生類</b>		
ニホントカゲ	富士箱根伊豆	遺伝的攪乱、競争
ニホンヒキガエル	富士箱根伊豆	捕食、水源地の汚染
<b>魚類</b>		
コイ	小笠原	不明
ヤマメ	屋久島	不明
<b>昆虫等陸生節足動物</b>		
カブトムシ	利尻礼文サロベツ	競争、遺伝的攪乱
リュウキュウツヤハナムグリ	富士箱根伊豆	不明
<b>その他無脊椎動物</b>		
オカチョウジガイ	小笠原	捕食
ナメクジ	小笠原	競争、農業被害
シュリマイマイ	小笠原	競争、農業被害
エゾアワビ	瀬戸内海	遺伝的攪乱
アカガイ	瀬戸内海	遺伝的攪乱
<b>植物</b>		
アカギ	小笠原	競争
リュウキュウマツ	小笠原	競争
ガジュマル	小笠原	競争
シマグワ	小笠原	遺伝的攪乱、競争

2 自然環境研究センター（2006）「平成17年度国立公園における外来生物影響に関する情報収集調査報告書」  
 3 を一部改変

4  
 5  
 6  
 7  
 8  
 9  
 10  
 11  
 12  
 13

※下線部は前回会議資料からの追記箇所

表2 その他の国内由来の外来種の事例

種名	地域	主な影響
イノシシ	北海道、南西諸島（沖永良部島）	捕食、農業被害など
ケラマジカ	沖縄県（慶良間諸島：屋嘉比島、阿嘉島、慶留間島、外地島）	農林業被害など
マゲジカ	鹿児島県（阿久根市）、トカラ列島（臥蛇島）	農林業被害など
ニホンイタチ	北海道、南西諸島（波照間島・座間味島・沖永良部島・トカラ列島など）	トカゲ類をはじめとした爬虫類・両生類等を捕食、農業被害など
ホンドテン	北海道、新潟県（佐渡島）	捕食、農業被害と北海道では同属別種であるエゾクロテンの駆逐
タヌキ	島根県（隠岐）	捕食、農業被害など
メジロ	小笠原諸島	捕食、競合など
サキシマハブ	沖縄島南部	遺伝的攪乱（ハブとの交雑） 人への咬傷被害
オキナワキノボリトカゲ	鹿児島県（指宿）、宮崎県（日南市）	捕食、競合など
ニホンヒキガエル	伊豆諸島・北海道・仙台市・東京都市部など	捕食・亜種間交雑の可能性
トノサマガエル	北海道	捕食、競合など
トウキョウダルマガエル	北海道	捕食、競合など
ツチガエル	北海道	捕食、競合など
ヌマガエル	千葉県、栃木県など関東各地、長崎県の島嶼（対馬、壱岐、五島列島）など	捕食、競合など
イチモンジタナゴ	富山県、岡山県、熊本県、四国など	産卵母貝をめぐる競合など
カネヒラ	宮城県、茨城県	産卵母貝をめぐる競合など
ゼニタナゴ	長野県、静岡県	産卵母貝をめぐる競合など
コイ	北海道ほか	競合など
ハス	関東、濃尾平野、中国、九州	捕食など
モツゴ	宮城県など	競争・遺伝的攪乱を通じた固有種シナイモツゴの駆逐
オヤニラミ	東京都、愛知県、滋賀県	捕食など
ナマズ	北海道ほか	捕食など
サツマゴキブリ	千葉県、静岡県、和歌山県、伊豆諸島、小笠原諸島	競合、不快動物
カブトムシ	北海道、沖縄県	北海道では競合、沖縄県では在来亜種との交雑
オオバコ	石川県白山市	高山帯におけるハクサンオオバコとの交雑

- 1 出典：日本生態学会編（2002）外来種ハンドブック．知人書館．
- 2 小西繭（2010）シナイモツゴ：希少になった雑魚をまもる．魚類学雑誌 57(1):80-83.
- 3 石川県報道発表資料「白山 南竜ヶ馬場におけるオオバコとハクサンオオバコとの雑種の確認と除去について」（2009年7月28日）
- 5 北海道環境生活部環境局自然環境課特定動物グループ（2010）北海道の外来種リストー北海道ブルーリストー <http://bluelist.ies.hro.or.jp>
- 7 （独）国立環境研究所 侵入生物データベース <http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/>

※下線部は前回会議資料からの追記箇所

- 1 国内由来の外来種が深刻な生態系被害をもたらした事例  
 2 ～伊豆諸島・三宅島に 1982 年頃に導入されたニホンイタチの影響  
 3 【ニホンイタチに捕食された在来動物の減少】 オカダトカゲ・アカコッコ

4

5 表 3 三宅島に導入されたニホンイタチによる生態系被害の例

種名	ニホンイタチ導入前	ニホンイタチ導入後
オカダトカゲ	島全体で推定 500 万個体が生息	多く見積もっても島全体で数百個体に減少
アカコッコ	1km×50m あたり平均 28 個体 繁殖成功率約 80%	1km×50m あたり平均 9 個体 繁殖成功率約 7%

- 6 出典：日本生態学会編（2002）外来種ハンドブック，知人書館。  
 7 環境省編（2000）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-3・爬虫類・両生類。  
 8 環境省編（2002）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物-レッドデータブック-2・鳥類。

9

10 表 4 国立公園における国内由来の外来種の対策事例

国立公園名	国内由来の外来種の例	対策状況
支笏洞爺	コマクサ	羊蹄山、樽前山で駆除
小笠原	ガジュマル リュウキュウマツ アカギ	森林生態系保護地域において駆除等を実施（林野庁）
富士箱根 伊豆	ニホンイタチ（伊豆諸島）、 アズマヒキガエル（伊豆諸島）	生育状況、対策方法の検討（東京都）
白山	コマクサ	外来由来判定のための DNA 解析、他の植物への影響調査、駆除作業
屋久島	タヌキ	生態影響の調査

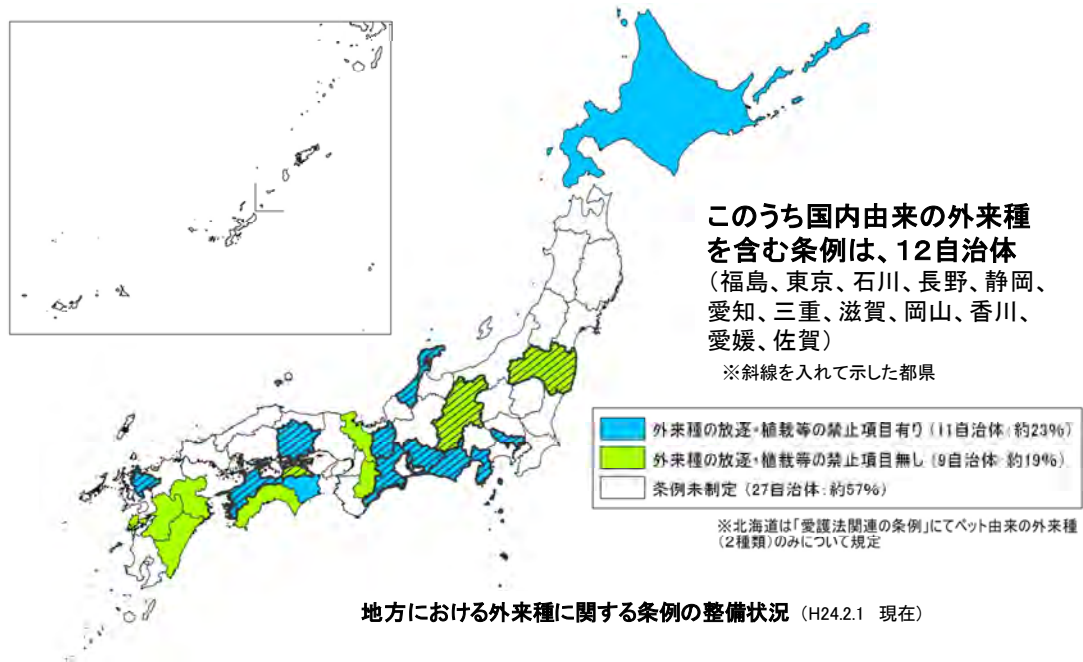
11

12

13

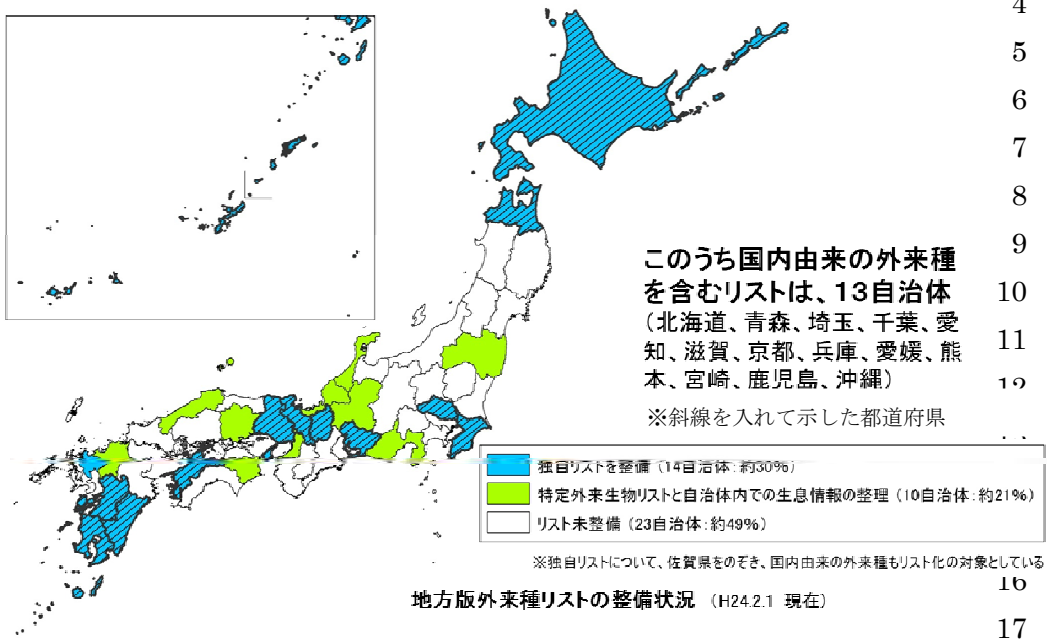
※下線部は前回会議資料からの追記箇所

1



2 図1 都道府県における外来種に関する条例の整備状況

3



18 図2 都道府県が独自に作成した外来種リストの策定状況

19

※下線部は前回会議資料からの追記箇所

1 【小笠原における外来種の非意図的な侵入・拡散防止策について】

2 ・新たな外来種の侵入および拡散を防止する対策検討を小笠原世界自然遺産地域科学委員  
3 会の下部 WG（新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループ）において  
4 検討している。検討にあたっては、「本土から小笠原諸島への侵入防止」「父島・母島か  
5 ら属島への拡散防止」「父島・母島における同一島内の重要地域への拡大防止」の3つの  
6 大きな経路ごとに、「観光」「保全事業」「貨物」等の侵入方法に対する対策の検討や、課  
7 題の整理を行っている。

8 ・すでに実施している取組としては、本土からの連絡船や観光船から小笠原諸島上陸時や  
9 島間の移動時におけるマットによる靴底洗浄や、ペットや土が付着しやすい荷物（スコ  
10 ップ、トレッキングシューズ等）による外来種の持込に対する注意喚起のチラシ配布等  
11 を実施している。

12 ・行政による公共事業・保全事業については、東京都の環境配慮指針において、外来種の  
13 侵入・拡散に関する対策を実施している。

14 ・設置予定の世界遺産センター（仮称）に外来種対策機能の整備を検討中。（研究者による  
15 属島上陸を伴う調査実施時における、非意図的導入を防止するための調査資材等の冷凍  
16 処理による付着生物の除去等）

17 ・苗木、農業資材（肥料、育苗用土等）、建築資材（材木、砂利等）等の貨物に伴う非意図  
18 的導入の対策には、実現可能な体制の構築、技術的手法等が不足している。小笠原世界  
19 自然遺産地域科学委員会の下部 WG（新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキン  
20 ググループ）では、技術論等を中心に、必要な情報を収集し、技術的な課題を整理・検  
21 討する。

22